

# 茅野市立米沢小学校 いじめ防止基本方針

## I いじめの問題への基本姿勢

### 1 いじめの定義（文部科学省）

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」であることを再認識したうえで、早期発見・早期対応、いじめのない学校づくりに全力である。

### 2 いじめ防止基本方針策定の目的

いじめの問題への対策を、教職員がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

### 3 いじめを許さない学校づくりのために

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」「本人がいじめと感じればそれはいじめである」ことを、全教職員が基本認識として確認する。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教職員が認識するとともに、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- (3) 児童生徒一人一人を大切にす意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- (4) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、いじめが続いていることも少なくないことを認識し、継続的に児童の様子を見守る。
- (5) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。
- (6) いじめ問題の重大性を全職員が認識し、学校全体で対応する。

## II いじめの未然防止について

### 1 いじめの未然防止に向けての手だて

#### (1) 学級経営の充実

- ①児童一人一人の居場所のある学級づくりをする。
- ②子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ③子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- ④正しい言葉遣いができる集団を育てる。
- ⑤学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う。
- ⑥児童の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等の活用により把握する。
- ⑦担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもってすすめる。

#### (2) 一人一人を大切にしたい授業

- ①「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。
- ②「自己決定」「自己肯定感」「自己有用感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
- ③「自分自身のふり返り」や「お互いを認め合う場」を設定する。

#### (3) 心の教育を重視した取り組み（人権教育・道徳教育の充実）

- ①いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。

②思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

③「SOS の出し方に関する教育」を実施する。

#### (4) 学級活動における指導

①話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。

②学級内のコミュニケーションを活性化し、社会性を育てる学習をする。

③人間関係のトラブルやいじめの問題に直面した時の対処の仕方を学習する。

#### (5) 情報モラル教育の充実

①児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

②毎月、情報モラル教育の時間を確保し、情報モラル教育の充実に努める。

③学級懇談会や PTA 学習会を行い、フィルタリングの活用や SNS によるいじめ等について、保護者への啓発を行う。

#### (6) 学校行事での配慮事項

①子どもたちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画・実施する。

#### (7) 児童会活動での取組

①子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会活動をすすめる。

### Ⅲ いじめの早期発見について

#### 1 いじめを発見する手だて

(1) 教師と子どもとの日常の交流を通じた発見

(2) なかよしアンケートの実施（每学期実施）

(3) 教育相談を通じた把握（定期的な面談の実施や子どもが希望をする時には面談ができる体制を整える。）

#### 2 いじめを訴えることの意義と手段の周知

・いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。

・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。

・学校の電話番号や代表アドレス、育ちあいのを周知し、様々な方法で相談できることを伝える。

・関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知し、提示する。

#### 3 保護者や地域からの情報提供

・日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者に周知し、共通認識に立った上で、家庭と連携して、いじめの問題に対処していく。

・相談窓口（学校、保健室、CS 委員会、育ちあいの等）を年度当初の学校だよりで周知する。

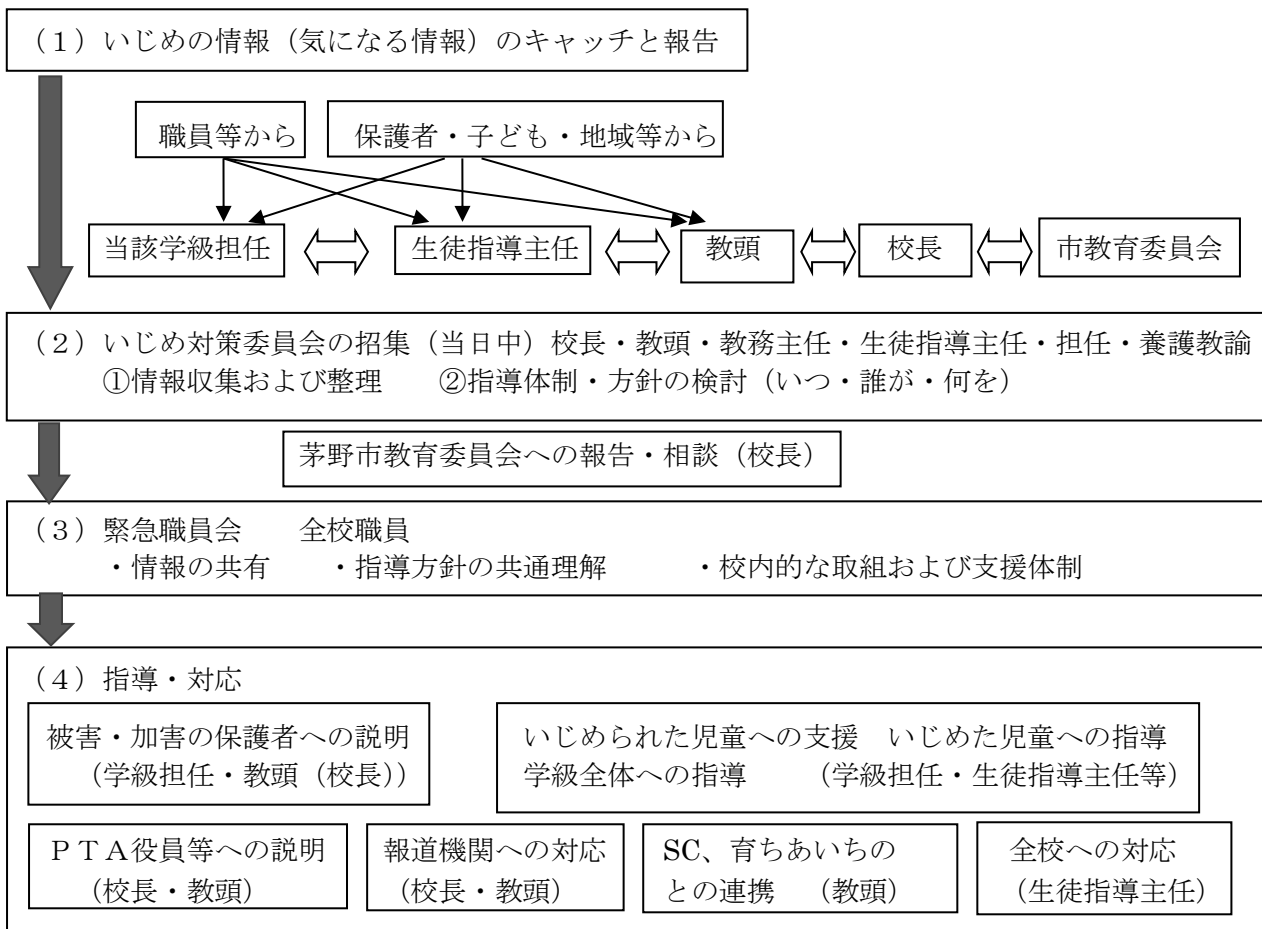
・保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。

## IV いじめ発生時の対応について

### 1 早期対応のための取組

- (1) いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、特定の者が抱え込むことなく、学校全体で対応する。
- (2) いじめについての訴えや情報等があった時は、直ちに学校長に報告し迅速な情報収集と事実関係の把握に努め、事実を隠蔽することなく、的確な対応をする。
- (3) 実態や事実を把握するために、児童生徒・保護者からの情報をしっかりと受け止めるとともに、養護教諭・スクールカウンセラーなどとの連携に努め、児童生徒の生活や人間関係についてきめ細かく調査を実施する。「子どもの様子・学級の様子チェックシート」等を活用)
- (4) 被害児童に対し心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行う。また、いじめが解決したと見られる場合でも継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- (5) いじめの問題の解決のために、PTA（保護者）や市町村・県教育委員会との連絡を密にするるとともに、必要に応じ、教育相談機関、児童相談所、警察等の外部の関係機関との連携協力を行う。
- (6) 自殺予告等への対応については、最悪の場合を想定し、児童の安全第一の方針で臨むことを確認。緊急の電話連絡、全校集会、児童へのアンケート、教育相談等を実施し、いじめの実態と心配される児童の把握に努め、自殺の未然防止といじめにつながる恐れのある問題の解決にあたる。
- (7) インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の処置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

### 2 いじめへの対応の基本的な流れ



## V 重大事態への対処

### 1 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### 2 重大事態発生時の対応

#### (1) 報告

重大事態が発生した場合は速やかに茅野市教育委員会に報告する。

#### (2) 対応

「いじめ防止基本方針」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに「いじめ対策委員会」を行い、関係児童、保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関（教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

#### (3) 事実関係を明確にするための調査および報告を行う

茅野市教育委員会の判断の下、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

##### <調査委員会の設置>

当該重大事態に応じて、学校は茅野市教育委員会の判断の下、調査委員会を設置する。

##### <組織の構成>

茅野市教育委員会の判断の下、構成員を決定する。必要に応じて当該いじめの事案の関係者と直接人間関係または特別の利害関係を有しない者(第三者)を構成員に加えるものとする。

##### <留意事項>

調査方針についていじめを受けた児童および保護者に事前の説明をして理解を得る。

#### (4) 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのように行われたか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど客観的な事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、進んで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

#### (5) 調査結果の報告

調査結果については、茅野市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童および保護者に対しても事前に説明した方針に沿って報告する。

#### (6) その他の留意事項

- ・ いじめが解決したと見られる場合でも、気付かないところで陰湿ないじめが続いていたり、再発したりすることもあることを認識し、表面的な変化で判断せず、継続して十分な注意を払い見守っていく。
- ・ 解決したと思われる後、定期的に保護者に学校の様子を報告する。また、児童や保護者、地域に不安や動揺が続場合もあるので、関係機関（スクールカウンセラーや育ちあいちの等）と連携し、心のケアや落ち着いた学校生活を取り戻すように努めていく。

令和元年 6 月改定

令和 3 年 12 月改定